

法律相談

現在N T T労働組合は、全国61名の弁護士と顧問契約を結び、日常のいかなる法律相談にもできるよう、グループ連絡会単位に配置されています。

対応グループ連絡会では定例で、支部事務局、弁護士事務所等で弁護士と面談でアドバイスが受けられるようになっております。

Q & A

Q1. 相談は誰でも受けられるのですか？

対象はN T T労組組合員、情報労連組合員、退職者の会会員、電通共済生協役職員およびそのご家族となります。

Q2. どのような相談ができますか？

法律問題に関する相談となります。具体的には、①不動産問題、②相続や家庭問題、③交通事故やその他の損害賠償問題、④金銭貸借や多重債務問題、⑤刑事事件などです。

Q3. 料金はかかるのですか？

法律相談は何度でも無料です。ただし、弁護士による書面の作成や、事件の解決を依頼する場合には、弁護士法に基づき費用が生じます。

Q4. 時間や回数の制限はありますか？

1回の相談時間は、相談日の人数などにより限りがありますが、相談回数には制限がありませんので無料で何度でも相談できます。

また、同じ弁護士と相談できるので繰り返し、相談して問題を解決することも可能です。

Q5. 相談はどのようにすれば受けられますか？

まずは、福島県支部協議会（024-534-1144）へ相談希望の旨をご連絡ください。

グループ連絡会を通じて相談日時・相談方法（対面・電話）などの調整をさせていただいた後、会員へご連絡致します。

Q6. プライバシーは守られますか？

福島県支部協議会で相談内容を伺うことはいたしません。相談は、相談者と弁護士間で行なわれますので、もちろんプライバシーは厳守いたします。